

上尾市訓令第 1 3 号

本 庁

出先機関

上尾市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市事務専決規程の一部を改正する訓令

上尾市事務専決規程（昭和 4 8 年上尾市訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の項第 2 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同表 5 の項第 1 号ア中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同号イ中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同号ウ中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同号オ及びカ中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同項第 2 号ア中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同号イ中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同号ウ中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同号オ及びカ中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同項第 3 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

別表第 2 行政経営部の表施設課の項第 2 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同項第 3 号中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同項第 5 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改める。

別表第 2 総務部の表契約検査課の項第 3 号(1)中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同号(2)中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同号(3)中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同号(4)及び(5)中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改め、同項第 4 号(1)中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同項第 6 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

別表第 2 都市整備部の表建設管理課・道路河川課共通の項第 4 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同項第 5 号中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改める。

別表第 3 の 2 の項第 4 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同表

3の項第2号(1)中「130万円」を「200万円」に改め、同号(2)中「80万円」を「150万円」に改め、同号(3)中「40万円」を「80万円」に改め、同号(5)及び(6)中「50万円」を「100万円」に改め、同項第3号(1)中「130万円」を「200万円」に改め、同号(2)中「80万円」を「150万円」に改め、同号(3)中「40万円」を「80万円」に改め、同号(5)及び(6)中「50万円」を「100万円」に改め、同項第4号中「130万円」を「200万円」に改める。

別表第4の2の項第2号中「130万円」を「200万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の上尾市事務専決規程の規定は、この訓令の施行の日以後に生じる事案に係る決裁（同規程第2条第1号に規定する決裁をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。